○防衛省告示第六十五号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成二十五年四月五日　防衛大臣　小野寺五典

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSVO	七二七	さくしま	平成二十五年三月二十一日

○東北地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
二本松市米沢字下川原田無番地から福島市松川町下川崎字新田山三四番一まで	前	四六・五二～二三三・〇八	
	後	四六・五二～二八六・四三	キロメートル 〇〇・二七九 〇・二七九

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	二本松市米沢字下川原田無番地から福島市松川町下川崎字新田山三四番一まで	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月五日

○東北地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
奥州市水沢区真城字土手根一三五番一から同市水沢区佐倉河字竈堂八九番一まで	前	BA 一〇・三〇～一〇二・〇〇	キロメートル 八・一四〇 五・〇五九
	後	A 一〇・三〇～一〇二・〇〇 B・C 二六・〇〇～二二七・三〇	八・一四〇 六・一八〇

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
岩手県下閉伊郡山田町山田第二地割一番七五から宮古市金浜第四地割六七番一まで	前	BA 九・〇〇～一三六・〇〇	キロメートル 一六・八九二 二・二九四
	後	A 九・〇〇～一三六・〇〇 B・C 九・五〇～二一五・〇〇	一六・八九二 一七・六一二

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
宮古市金浜第七地割八番一から同市田老字小堀内三三番六まで	前	BA 九・〇〇～一四一・四〇	キロメートル 二六・九四五 六・〇一〇
	後	A 九・〇〇～一四一・四〇 B・C 九・五〇～六一七・七〇	二六・九四五 二三・九二五

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月五日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年東北地方整備局告示第四十七号青森都市計画道路事業三・四・二号西滝新城線及び三・四・二十九号新青森駅南口通り線

三　事業施行期間　自平成二十年三月十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月五日　東北地方整備局長　徳山日出男